

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則		ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則		1
告 示		
○地域森林計画の定め	(森づくり推 進課)	9
○地域森林計画の変更(3件)	( " )	9
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	10
○保安林の解除予定の通知(2件)	( " )	10
○道路の区域変更	(道 路 課)	10
○2年以内に事業が執行される予定の道 路の指定	(建築指導課)	10
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改 正(2件)	(海 岸 課)	10
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・ 男女共同参 画課)	
	<1・8 揭示>	11
○市町村営土地改良事業の計画の変更の 適否決定	(農業基盤課)	11
○市町村営土地改良事業の廃止の適否決 定	( " )	11
監査公表		
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果		11

## 規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第2号

#### 高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のよう  
に改正する。

第26条中「の様式」を削り、「又は別記第35号様式の2に準ず  
る」を「により行う」に改める。

別記第6号様式の4の2中

「 (継続検査用) 」  
を  
「(継続検査・構造等変更検査用)」  
に改める。  
別記第6号様式の6を次のように改める。

第6号様式の6(第5条関係)

県税	自動車税	事務所	登録番号
口座番号	加入者		

納付書(原符)

事務所	登録番号	C年度	D年度	納付区分	税額

事務所	登録番号	C年度	D年度	納付区分	税額

郵便はがき

県税	自動車税	事務所	登録番号
口座番号	加入者		

領収済通知書

事務所	登録番号	C年度	D年度	納付区分	税額

自動車税領収証書	登録番号	年度	税額	領収印
県税	自動車税			
上記の税額をあなたの口座から振り替えて領収しました。				

対 払 伝 票 ( 県 税 口 座 振 替 用 )
年 月 日
口座改書
金額
印
口座番号

事務所	登録番号	C年度	D年度	納付区分	税額
領収印					

金融機関名	口座番号 (下3ケタ)	振替日	年 月 日
-------	-------------	-----	-------

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)  
 申換に必要ですので、大切に保管してください。

登録番号	車台番号(下6ケタ)	この証明書の有効期限

上記の自動車について、領収印があるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。

県税事務所長 印

上記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「\*\*」印で消されているものは、証明書として使用することができません。

(送付先：四国銀行事務総務部(集中センター))

別記第10号様式の4を次のように改める。

第10号様式の4 (第5条関係)

自動車税領収証書			
登録番号	年度	税額	領収印
		円	
金融機関名		預金種別	
口座番号	振替日		

上記の税額をあなたの口座から振り替えて領収しました。

自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

車検に必要ですので、大切に保管してください。

登録番号	車台番号(下6ケタ)	この証明書の有効期限

上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

県税事務所長 印

上記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「\*\*」印で消されているものは、証明書として使用することができません。

別記第11号様式の2を次のように改める。

第11号様式の2 (第5条関係)

郵便はがき

様

納税通知書			
課税年度		所得金額	円
個人事業税第 種		各種控除	円
所得年		事業主控除額	円
課税番号		課税標準額	円
納貯番号		税率	
分税額	円	税額	円
			円
			円
納期限(振替日)			円
		課税済額	円
		差引き税額	円

太枠内の税額は、上記の納期限(振替日)にあなたの口座から自動的に振り替えて納付されますので、その前日までに口座の残高をご確認ください。

年 月 日

県税事務所長 印

(裏面)

課税の根拠	地方税法第72条の2並びに高知県税条例第3条及び第53条	税率	
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>◇ 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※)の割合を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を適用すること。」を示します。</p> <p>◇ 延滞金を計算する場合、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>◇ 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>		
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
納付の場所			

別記第11号様式の4中  
 「 (継続検査用) 」  
 を  
 「 (継続検査・構造等変更検査用) 」  
 に改める。  
 別記第11号様式の5を次のように改める。

**第11号様式の5 (第5条関係)**

自動車税納税通知書

登録番号	年度	税額	
		円	
金融機関名		預金種別	口座番号
納期限		振替日	

上記の税額は、上記の振替日にあなたの口座から自動的に振り替えて納付されますので、その前日までに口座の残高をご確認ください。

年 月 日

県税事務所長 印

(裏面)

課税の根拠	地方税法第145条並びに高知県税条例第3条及び第142条	税率	高知県税条例第144条の規定による税率
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>◇ 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※）の割合を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。</p> <p>※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を適用すること。」を示します。</p> <p>◇ 延滞金を計算する場合、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>◇ 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</p>		
不服申立て及び取消訴訟に関する教示	<p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

別記第29号様式の2中  
「 (継続検査用) 」  
を  
「 (継続検査・構造等変更検査用) 」  
に改める。  
別記第35号様式を次のように改める。

第35号様式 (第26条関係)

公告

下記の書類について、地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

当該書類は、当県税事務所において保管しているため、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付します。

なお、当該書類を受領しないときは、同条第3項の規定により 年 月 日をもって送達があったものとみなされます。

年 月 日

県税事務所長 印

記

- 1 送達すべき書類の名称
- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
- 3 備考

別記第35号様式の2を削る。  
別記第123号様式の3から別記第125号様式までを次のように改める。

第123号様式の3 (第77条の2関係)

自動車税減免決定通知書

自動車税の減免について、下記のとおり決定しました。  
下記の決定税額を同封の納付書で納期限までに納付してください。  
この通知書の到達前に納付済みの場合は、納付の必要はありません。  
決定税額は、0円ですので、納付の必要はありません。  
既に全額を納付している場合は、減免税額が選付されます。

記		円
登録番号	当初税額	円
年度	減免税額	円
納期限	年月日	円
決定理由		

年 月 日

県税事務所長 印

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)  
 1 この処分に対する不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査(正副2通)を請求することができます。  
 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。上記1の審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟における原告)高知県を代表する者(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 審査請求がないとき  
 (2) 処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を受けるため緊急の必要があるとき  
 (3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき

自動車税納税証明書  
(継続検査・構造等変更検査用)

車検に必要ですので、大切に保管してください。

登録番号	車台番号(下6ケタ)	この証明書の有効期限

上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

県税事務所長 印

上記の登録番号、車台番号及び有効期限の日付が「\*\*」印で消されているものは、証明書として使用することができません。

第124号様式 (第78条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)		第 号
登録番号		
車台番号(下6ケタ)		
この証明書の有効期限		
備考		
上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。  年 月 日  県税事務所長 印		
注 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査以外の目的には使用することができません。		



第125号様式 (第78条関係)

<b>自動車税納税証明書</b> (継続検査・構造等変更検査用)	
登録番号	車台番号 (下6ケタ)
この証明書の有効期限	備考

上記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

年 月 日

県税事務所長

注 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査以外の目的には使用することができません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第11号様式の2及び別記第11号様式の5は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第31号**

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により高知地域森林計画を平成21年12月28日に定めたので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第32号**

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により平成21年1月高知県告示第32号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を平成21年12月28日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第33号**

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により平成21年1月高知県告示第33号で告示した安芸地域森林計画を平成21年12月28日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第34号**

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により平成21年1月高知県告示第34号で告示した四万十川地域森林計画を平成21年12月28日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第35号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高知市土佐山桑尾字大子キ164の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大子キ164の2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第36号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
安芸市大井字ヘラ石乙488の19、乙488の21から乙488の23まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第37号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

土佐郡土佐町地藏寺字サナ山4540の48、4540の49

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第38号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下山越知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字岩谷乙4048番1から高岡郡佐川町字宇津尻乙4013番1まで	前	4.8 14.4	182
	後	8.0 32.0	178

**高知県告示第39号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市不破字八幡ノ下1392番1	四万十市不破字本結1693番2	8.80 19.40	382.00

**高知県告示第40号**

昭和33年5月高知県告示第370号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

別表中

不動	国土交通省	高知県知事	安芸郡安田町字三ツ石（田野町境界）から 〃 〃 字山ノ神（安田川左岸接合点）まで	堤防のない部分は、満潮線から70メートル以内の土地
安田	〃	〃	〃 〃 字葉師浜（安田川右岸接合点）から 〃 〃 字西浜松（海岸堤防と国道の接合点）まで	東安田漁港の区域を除く。

を

安田	国土交通省	高知県知事	安芸郡安田町字葉師浜（安田川右岸接合点）から 〃 〃 字西浜松（海岸堤防と国道の接合点）まで	東安田漁港の区域を除く。
----	-------	-------	---	--------------

に改める。

**高知県告示第41号**

昭和41年8月高知県告示第387号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

「建設省所管海岸保全区域」を「国土交通省所管海岸保全区域」に改める。

4を次のように改める。

4 削除

注中「高知県土木部港湾空港局海岸課及び高知県室戸土木事務所」を「高知県土木部海岸課及び高知県安芸土木事務所」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年1月8日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年1月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成22 年1月 8日	特定非 営利活 動法人 図書館 結の会	田中 嘉 一	土佐清 水市幸 町4番 19号	この法人は、社会教育 法、図書館法の精神に 則り、主に土佐清水市 民に対して、正確な情 報、記録や資料、優れた 書物等図書館資料を 自由に選択できるよう 公平な提供をし、要求 に応えるよう努めると ともに土佐清水市民の 教育と文化の発展に寄 与することを目的とす る。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、香南市の行う土地改良事業（夜須地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年1月22日から同年2月22日まで

- 3 縦覧場所  
香南市役所
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、香南市の行う土地改良事業（夜須地区中山間地域総合整備事業（農業用用水施設））の廃止は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
市町村営土地改良事業廃止処理計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年1月22日から同年2月22日まで
- 3 縦覧場所  
香南市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

監 査 公 表

監査公表第3号

平成22年1月22日

高知県監査委員 山本 広明  
同 西森 雅和  
同 坂本 千代  
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成21年10月27日 高知市 山下由佳から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年12月24日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

（原文登載）

高知県職員措置請求監査報告書

- 第1 請求の受理
  - 1 請求人  
高知市 山下 由佳
  - 2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

平成21年3月2日付けの訴状により提訴された国家賠償訴訟（高知地方裁判所平成21年（ワ）第122号。以下「本件訴訟」という。）における高知県（以下「県」という。）以外の被告に係る弁護士費用及び裁判費用について、支払の即時差止め及び既に支出した金額の個人への請求措置を求める。

(2) 請求の理由（要約）

平成21年3月2日付けの国家賠償訴訟における被告は、県ほか6名となっており、6名の内訳は、元高知県警本部長、元交通部長及び現職警官4名である。県以外の存在が被告に加えられている訴訟において、その訴訟費用を県が全額県費で負担するのは相当ではない。被告県以外の6名分の弁護士費用とその訴訟費用は、当事者である個人が負担するべきである。訴訟費用を県が代償する理由が存在しない、又は県が代償する理由が確定していない以上、支出の差止めをするべきである。

また、過去の高知県警に関する国家賠償訴訟においては、弁護士は一人であるところ、今回の訴訟には2名の弁護士が立てられている。その相当な理由も見つからない以上、余分な1名分の弁護士費用は個人6名分に相当し、県費支出は不当なので、即時差止め及び既に支出した県費の返還措置を求める。

この国家賠償訴訟には、原告Aほか1名に相当の請求理由があり、国家賠償請求事件に至るまで、県警による謀略事件である不当な刑事裁判の実態を改善せず放置してきたために、この賠償請求が生じたという経緯であるので、高知県警本部長及び公安委員並びに知事に責任の所在がある。

(3) 事実を証する書面

- ア 本件訴訟に係る弁護士着手金の平成21年5月11日付け支出命令書及びそれに添付された請求書の写し
- イ 本件訴訟に関連する刑事裁判の取寄記録の謄写料（以下「本件謄写料」という。）に係る平成21年6月15日付け支出負担行為決議書兼支出命令書及びそれに添付された請求書の写し ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成21年10月27日に受付し、要件審査の結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

- 1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成21年11月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から陳述を行わない旨の連絡があり、新たな証拠の提出もなかった。

(2) 監査対象機関に対して、平成21年11月26日に陳述の機会を与えた。

## 2 監査対象事項

請求の趣旨から次の事項を監査対象とした。

(1) 県が弁護士に支払った着手金及び本件謄写料に、県以外の個人6名の被告(以下「個人被告6名」という。)に係る費用が含まれ、その支出が違法又は不当であるかどうか。

(2) 当該支出が違法又は不当である場合には、今後において、弁護士報酬の支出が相当の確実さで予測されるかどうか。

## 3 監査対象機関

本件訴訟の事務を所掌する警察本部警務部監察課(以下「監察課」という。)を監査対象機関とした。

## 第3 監査の結果

請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

#### (1) 本件訴訟の概要

本件訴訟は、訴状及び高知県警察(以下「県警」という。)の応訴措置についての伺文書(以下「応訴伺文書」という。)によれば、平成21年3月2日付けで同月3日に高知地方裁判所に提訴されている。原告は個人2名であり、被告は県及び県警の元本部長、元交通部長等6名の個人である。また、原告の訴えは、県警が違法捜査を行ったことにより刑務所生活を余儀なくされた損害賠償として、被告らが連帯して1,000万円及びこれに対する平成18年3月3日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うことを求めているものである。

なお、当該刑事裁判は、応訴伺文書及び監察課の陳述によれば、平成18年3月3日発生の交通事故に関するものであり、平成20年8月に最高裁において上告が棄却され、有罪が確定している。当該被告人が本件訴訟の原告のうちの1名である。

#### (2) 訴訟代理人

本件訴訟では、弁護士2名が訴訟代理人に選任され、県と当該訴訟代理人との間で平成21年5月7日付けで訴訟代理権限の委任に関する契約が締結されている。当該契約書には、被告である県が訴訟行為を行わ

せるための契約であることが記載されている。

訴訟代理人を2名とした理由について、応訴伺文書には「世間の反響が非常に大きく、全国的にも注目されている事案である上、全国における同様の訴訟に影響を及ぼす虞が大であること」と記載されている。また、監察課の陳述では、有罪判決が確定した刑事裁判との関連で訴訟の難易度が極めて高いと説明している。

一方、応訴伺文書及び監察課の陳述によれば、個人被告6名も、県と同じ弁護士2名を訴訟代理人に選任して訴訟代理権限の委任に関する契約を締結している。当該契約書では、訴訟行為を行うための手数料及び費用は発生しないとされている。

#### (3) 弁護士報酬の取扱い

県の訴訟事務に関する弁護士報酬については、弁護士報酬取扱方針(以下「取扱方針」という。)が定められている。

取扱方針第2条では、第1項で弁護士報酬は着手金及び報酬金とされ、第2項で着手金は事件を依頼したときに支払い、報酬金は事件が成功したときに支払うとされている。また、同条第3項では、「弁護士報酬は、一件ごと、かつ、審級ごとに定める。」とされている。

着手金の金額は、第3条において、40万円を基準とし、事件の内容に応じて次のように増減することとされている。

訴訟の重要性：重度6万円増額、軽度6万円減額  
訴訟の難易度：困難6万円増額、容易6万円減額

#### (4) 本件訴訟での弁護士報酬

支出証拠書類及び応訴伺文書によれば、訴訟代理人に係る着手金は、1人当たり31万円、合計62万円である。この1人分の金額は、取扱方針第3条に定められた基準額(40万円)に1.5を乗じてこれを2名分としたうえで、次のように算定されている。

$400,000 \times 1.5 \div 2 \times 1.05 = 315,000$

1万円未満の端数を切り捨てて31万円

当該金額について、平成21年5月7日付けで支出負担行為が行われ、同月21日に支払われている。

訴訟代理人の請求書には、いずれも「被告高知県(代表者高知県知事尾崎正直)に係る」着手金であることが記載されている。

#### (5) 知事部局での訴訟代理人の選任状況

知事部局の訴訟事務を所掌する総務部法務課(以下「法務課」という。)に対して平成21年12月4日に文書照会を行った。その回答文書によれば、2名の弁護

士を訴訟代理人に選任した事例は、現行の取扱方針が施行された平成17年度以降に限っても2件(第一審)存在する。それらの事例では、いずれも被告は1名のみである。

また、1人当たりの着手金は、いずれも取扱方針第3条の規定に基づき、基準額(40万円)に、訴訟の重要性及び難易度の高さによる加算(合計12万円)が行われている。そのうえで1.5を乗じて2人分の金額とされている。

#### (6) 本件謄写料

支出証拠書類によれば、本件謄写料に係る公判記録の写しは、監察課が必要とし、訴訟代理人のうち1名から購入したものである。また、本件謄写料は、当該訴訟代理人に対して、平成21年6月26日に1万7,410円が支払われている。

訴訟代理人の請求書には、「被告高知県(代表者高知県知事尾崎正直)に係る」訴訟に関連する刑事裁判の記録の謄写料であることが記載されている。

## 2 監察課の主張

監察課は、平成21年11月26日の陳述において、本件監査請求に関して次のように説明している。

#### (1) 公務員個人が被告になることについて

国家賠償法(昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。)第1条第1項における責任主体は、国又は公共団体であり、国又は公共団体が同項の責任を負う場合に、被害者は民法第709条等の規定に基づき公務員個人に対して損害賠償を請求することはできないとする否定説が通説となっている。

最高裁判決も、いずれも否定説を採っており、確立した判例となっている。

したがって、本件訴訟においても、被告は県のみとなるべきであり、公務員個人に対する請求は却下されるものと考えている。

#### (2) 弁護士報酬等について

本件訴訟に係る弁護士報酬や訴訟に関する費用は、被告である県に対するものとして、県費で支出あるいは今後支出しようとするものである。個人被告6名に関する弁護士報酬や訴訟に関する費用として支出したものではないことから、支払の差止めや個人への請求措置を求めるといったものではない。

その理由については、個人被告6名も、県が契約した弁護士2名を訴訟代理人として訴訟行為を委任しているが、国賠法上、公務員個人に対して損害賠償を請求することはできないとするのが通説、判例である。また、訴状において「被告らは連帯して金員を支払

え」とされ、裁判所においても1件の訴訟として係争中であるなど、本件訴訟の性質から、弁護士と個人被告6名との間で弁護士報酬は請求しないとの契約書を交わしている。

(3) 訴訟代理人を2名選任した理由について

ア 取扱方針第6条には、「この取扱方針によるところが不相当であると認められる場合、又は規定のない事項については、財政課と協議するものとする。」と定められている。それ以外に、民事事件や行政事件訴訟において弁護士を何名訴訟代理人として指定するかなどの特段の定めはない。その都度県と協議しながら応訴措置を決定し、弁護士を指定している。

弁護士を訴訟代理人として指定するか否か、また、弁護士を1名あるいは複数名指定するかは、当該訴訟の重要性や難易度を勘案して決定している。

イ 本件訴訟において、2名の弁護士を訴訟代理人として指定した理由は、県以外に個人6名が被告として提訴されたという被告の数ではない。

ウ 本件は、既に最高裁まで争われ刑事裁判所において確定した有罪判決がなされているにもかかわらず、有罪判決を受けた者から提訴されるという特異な訴訟である。

エ 刑事と民事、二系列のそれぞれの自己完結的な訴訟手続を整備した体系的法秩序の中における民事訴訟の裁判権の限界や、確定した刑事判決に係る証拠の価値判断の当否などがその争点となることが予想されるなど、訴訟の難易度が極めて高い。

オ 本件訴訟に関連する刑事事件は、雑誌やテレビでも取り上げられ、県警に対しインターネット等を通じて全国から多くの意見が寄せられるなど、社会的関心が高い。

(4) 弁護士報酬額の決定手続について

応訴措置については、取扱方針第6条の規定に基づき、総務部財政課はもとより、法務課との協議も行い、かつ決裁も行われているものであって、適正な手続のもと、支出したものである。

なお、2名の弁護士に対する報酬費用は、着手金等単純に2倍の報酬を支払うものではなく、2名で訴訟事務を行うことで1人当たりの事務量が減少することなどを考慮して、現在は、1人当たりの基本額に1.5を乗じた額を支払う運用がなされている。

3 監査委員の判断

県が弁護士に支払った着手金及び本件謄写料に、個人被告6名に係る費用が含まれ、その支出が違法又は不当であ

るか否かについて判断する。

(1) 県においては、訴訟代理人を1名とするか又は複数名とするかは、訴訟の難易度及び重要性を考慮して、訴訟ごとに決定しており、被告が1名の場合に2名の弁護士を訴訟代理人に選任した事例もある。

また、本件訴訟は、1の(2)及び2の(3)のとおり、全国的にも注目され社会的関心が高い上、最高裁で有罪が確定した刑事裁判との関連で難易度も高いことから、弁護士を2名選任したと監察課は主張している。

これらのことから、本件訴訟で弁護士を2名選任したことに特に問題があるとは考えられない。

(2) 県と弁護士2名が締結した契約書には、被告である県の訴訟行為を行うための契約であることが明記されている。

また、着手金及び本件謄写料の請求書においても、被告である県に係る費用であることが明記されている。

なお、2名の弁護士を訴訟代理人に選任した場合の着手金の額は、1の(4)及び(5)のとおり、知事部局の事例と比べて高くはなっていない。

一方、個人被告6名は、県と同じ2名の弁護士を訴訟代理人とし、弁護士報酬等は発生しないとする契約を締結している。

これらのことから、個人被告6名に係る費用を県が負担しているとは言い難い。

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。